

厚岸町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

令和7年4月

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ

区分	厚 岸 町				民 間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全体	4人	49.3歳	327,975	339,900	-	-	-
用務員	2人	55.0歳	362,550	367,300	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	244,800円
調理師	2人	43.5歳	293,400	312,500	飲食物調理従事者	50.0歳	222,400円

- ※「平均給料月額」は、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料月額の平均です。
※「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当を合計したものの平均です。
※民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査報告（賃金センサス）」によるものです。
※技能労務職の職種と民間の職種等との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区分	40歳未満	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～60歳
全体	1人				1人	2人
用務員					1人	1人
調理師	1人					1人

(3) その他給与に関する事項

- ア 給料表について
一般職員と同様に、一般給料表を適用しています。
- イ 各種手当について
一般職員と同様に、対象者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等が支給されます。
- ウ 昇給基準
一般職員と同様に、毎年1月1日に人事評価の結果に応じ、最高6号俸～0号俸（55歳を超える場合は最高4号俸～0号俸）の昇給となります。

2 基本的な考え

技能労務職員の採用については、平成11年度から退職補充を行っておりません。
また、今後も正職員による退職補充を行う予定はありません。
ただし、令和2年度において、地方公務員法の改正に伴いそれまで本町で運用してきた嘱託職員制度が廃止となり、当該職員を正職員として採用したことにより、技能労務職員が増加しています。

3 具体的な取組内容

- (1) 定員管理について
公務補の一元化により管理維持の効率化を図り、正職員での退職補充は行わないことで定員管理に取り組んでいきます。
- (2) 給与について
給料表については、一般職員と同じ一般給料表を適用していきますが、一般給料表4級までの適用とします。